

梯川水系流域委員会 傍聴規定(案)

第1条(目的)

本規定は、梯川水系流域委員会公開規定第3条に基づき、梯川水系流域委員会(以下「委員会」という。)の傍聴に関し必要な事項について定めるものである。

第2条(受付)

事務局は傍聴受付を設置するものとし、傍聴を希望する者は傍聴受付にて申し込みを行うものとする。なお、傍聴許可は受付先着順とし、許可人数は傍聴席の数までとする。

2 受付の開始は、委員会開始予定時刻の30分前よりとする。

第3条(入室)

傍聴受付で申し込みを完了し、傍聴を許可されたもの(以下「傍聴人」という)の会場への入室は、委員会の開始までとし、委員会の開始後の入室は原則認めない。なお、傍聴人以外の入室は認めない。

第4条(委員会の傍聴)

傍聴人は、以下の事項を遵守するものとする。

- ① 委員会の撮影、録画をしてはならない。(ただし、冒頭での頭取りを除く)
- ② 委員会の録音をしてはならない。
- ③ 発言、私語、談論等を行ってはならない。
- ④ 発言への批判、可否の表明、ヤジ、拍手等を行ってはならない。
- ⑤ プラカードを掲げる等の行為や、はちまき、腕章の類をしてはならない。
- ⑥ ビラ等の配布を行ってはならない。
- ⑦ みだりに傍聴席を離れてはならない。
- ⑧ 携帯電話は電源を切るか、マナーモードにし、使用してはならない。
- ⑨ 前項までの行為のほか、委員会の進行を妨げたり、会場の秩序を乱す行為をしてはならない。

第5条(退場等の措置)

委員長は、前条の規定に違反した傍聴人に対しては、退場を命じることができるとともに、事務局に必要な措置を行うよう命じることができる。

第6条(その他)

この規定の変更やこの規定に定めのない事項については、委員会で定めるものとする。

附則(施行期日)

本規定は、令和2年 月 日から施行する。